令和３年１１月４日

保護者様

鳥栖市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る抗原簡易キットについて

保護者の皆様におかれましては、日頃よりご家庭にてお子様の健康観察や感染防止に努めていただき感謝申し上げます。

文部科学省及び厚生労働省から、昨今の感染状況に鑑み、同感染症に関する抗原簡易キットが小・中学校に配布されました。

つきましては、下記をご一読の上、お子様ともよく話し合っていただき、事前にご家庭での意思確認をお願いいたします。

記

１　抗原簡易キットとは

新型コロナウイルス感染症の初期症状可能性がある体調不良が生じた場合、感染の有無の早期確認ができるものです。医療機関の受診に代わるものではありません。

　　※３　簡易検査を実施することができる場合を参照ください。

２　検査の実施対象

小学４年生以上の児童生徒

※実際に検査を実施するのは、**本人**です。

研修を受けた教職員が立ち会いますが、手を添える等、手伝うことはできませんので、ご了承ください。

３　簡易検査を実施することができる場合

下の（１）（２）両方を満たしたとき、実施する場合があります。

1. 登校後に、体調不良（発熱、咽頭痛、発熱等）を生じた児童生徒のうち、保護者等のお迎えに長時間を要すること等により、直ちに医療機関の受診ができない場合

※発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養していただくこと、登校後に体調の変調を来した場合は、なるべく速やかにお迎えに来ていただき、医療機関を受診することが大原則です。引き続き、よろしくお願いいたします。

1. 実施前に保護者と連絡が取れ、保護者と本人が希望する場合

※保護者と連絡がつかない場合、検査は実施できません。

（裏面あり）

　４　簡易検査の実施方法

・検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。

・鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を２㎝程度挿入し、５回転させ、５秒程度静置して検体を採取する方法です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

５　簡易検査実施後

・簡易検査終了後、その検査結果を原則保護者に報告します。

・陽性、陰性どちらの判定の場合も、なるべく速やかに医療機関を受診してください。

・陰性の判定が出ても、偽陰性の可能性があります。

・抗原検査キットの備蓄状況によっては、検査ができない場合があります。